

大学等への入学を目指している多子世帯の卒業生の方々へ

入学後の授業料等の減免の申請について（お知らせ）

2025年6月11日

調布北高校 教務部 奨学金担当

国による多子世帯（※1）への支援は2025年度から「給付奨学金」と「授業料等の減免」の2つの方法で始まっています。（※2）

（※1）多子世帯とは、奨学金や授業料の減免を受けようとする生徒や卒業生に2人以上の兄弟姉妹がある場合（保護者からみると3人以上の子を養育している場合）等をいいます。

（※2）「給付奨学金」は多子世帯であっても所得制限がありますが、「授業料等の減免」は多子世帯であれば所得制限がありません。ただし今年度は、「給付奨学金」と「授業料等の減免」をセットでJASSOに申請することになっています。

所得制限により「授業料等の減免」だけを申請したい場合も、給付奨学金の申請時期（現在）にJASSOの給付奨学金を申請し、その中で「多子世帯のため大学等進学時に授業料等の減免を希望する」ことを申告しておく必要があります。

本校では、6月18日までの予定でJASSOの奨学金の申請作業を行っていますが、上記のような状況であるので、多子世帯の生徒や卒業生に対して個別に説明や申請の援助を行うことにしました。

現在、来春の大学等への入学を目指して準備をしており、この案内を見て「給付奨学金」や「授業料等の減免」の申請を考えた多子世帯の卒業生（2023または2024年度の卒業生）は、個別に案内を行っていますので6月18日（水）までに奨学金担当のところに連絡をください。

	給付奨学金	授業料等の減免
取り扱い機関	JASSO（日本学生支援機構）	文部科学省
申し込み窓口	卒業した高等学校	①卒業した高等学校 ②進学先の大学等
申請時期	JASSOの給付奨学金を申請する（調布北高校は現在申請時期です）	①あらかじめJASSOの給付奨学金を申請し、その中で「多子世帯のため大学等進学時に授業料等の減免を希望する」ことを申告しておく必要があります ②大学等進学後に改めて大学等を通じて申請する必要があります。
所得制限	収入によって、第Ⅰ～第Ⅳの区分があり、第Ⅳ区分は多子世帯のみ給付を受けられる 第Ⅰ～第Ⅳの区分のいずれにも該当しない場合は多子世帯であっても給付を受けられないが、授業料等の減免は受けられる（右欄参照）	所得制限はない 多子世帯は所得にかかわらず減免を受けられる（資産の条件はあります）

問い合わせ先

調布北高校 電話 042-487-1860 教務部奨学金担当 足田明博